

第4号様式（第7条第2項）

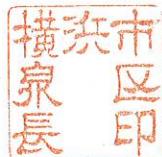
泉地振第232号

令和5年5月19日

和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

管理代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 山口 賢



令和5年度広場・はらっぱ管理運営費補助金交付決定通知書

令和5年4月28日に申請のありました広場・はらっぱ管理運営費補助金については、  
次の条件を付けて交付します。

1 交付金額及び交付時期

¥33,000.-

(交付時期は、適正な請求書を受理した日から30日以内とします。)

請求書を受理した日から起算して30日以内に交付します。

2 交付条件

(1) この補助金は、町のはらっぱの管理運営費として使用し、他の事業には流用しないでください。

(2) 事業が終了後30日以内に、補助金収支精算報告書を提出してください。

(3) 余剰金が生じたときは、速やかに返還してください。

(4) 虚偽その他不正な手続きによって補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還をもとめることができます。

(5) 補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

担当 泉区役所地域振興課 山下、原

電話 045-800-2396

# 土地使用に関する覚書

横浜市（以下「使用承諾者」という。）と和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会（以下「使用者」という。）とは、町のはらっぱに関する土地使用について次のとおり覚書を交換する。

## （趣旨）

第1条 使用承諾者は、使用者が下記の土地（以下「本物件」という。）を子供から大人まで自由に利用できる町のはらっぱとして使用することを承諾する。

所在 横浜市泉区和泉中央南四丁目2985-4外

面積 1,530.01 m<sup>2</sup>

## （使用期間）

第2条 使用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## （使用料）

第3条 土地の使用料は無料とする。

## （使用者の遵守事項）

第4条 使用者は使用を承諾された本物件をその目的に最も適するよう、善良な管理者の注意をもって使用するほか、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）を遵守するものとする。

2 使用者は、本物件の現状を変更してはならない。

## （使用財産の管理）

第5条 使用者は、使用を承諾された本物件について、使用承諾者・使用者協議の上別途管理運営規約を定めて管理運営する。

## （承諾の取消）

第6条 使用承諾者は、次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは本物件の使用の承諾を取り消すことができる。

この場合、使用者は使用承諾者に対して代替地等の提供及び一切の補償を求める事なく、速やかに取り消しに応じなければならない。

- (1) 横浜市が本物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 使用者が本物件を「町のはらっぱ」以外に使用したとき。
- (3) 使用者が第4条の規定に違反したとき。
- (4) (1)～(3)以外で土地の管理者から返還要求があったとき。

## （協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、横浜市公有財産規則（昭和39年3月31日規則第60号）に定めるもののほか、使用承諾者と使用者が協議して定めるものとする。

上記の覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自がその1通を保有する。

令和5年4月1日

使用承諾者 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市契約事務受任者  
泉区長 山口 賢



使用者 和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会  
管理代表者  
住所 横浜市 泉区和泉中央南3-20-10-113  
氏名 352 篠代 印

第6号様式

泉地振第142号  
令和5年4月26日

和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会

管理代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 山口 賢



広場・はらっぱ管理運営費補助金額確定通知書

令和5年3月31日に精算報告書の提出がありました、広場・はらっぱ補助金については、次のとおり、その額を確定しましたので通知します。

補助金確定額 ¥33,000. —

担当 泉区役所地域振興課 山下、鈴木

電話 045-800-2396

令和5年6月14日

団体 和泉中央南ハイツ自治会

代表者 佐藤 茂 様

日頃よりお世話になっております。

御提出いただきました、地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請について、補助金の交付を決定いたしましたので、「令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書」を送付いたします。

補助金については6月下旬の振り込みの予定となっておりますので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

また、令和4年度補助金の執行状況についても確認ができましたので、「令和4年度地域活動推進費補助金額確定通知書」を併せて送付いたします。

泉区地域振興課地域活動支援担当

担当：三浦 TEL800-2391

泉地振第 267 号

令和5年6月7日

団体名 和泉中央南ハイツ自治会

代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 山口 賢



## 令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼 地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

令和5年5月8日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

### 1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 103, 600円

### 2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 0円

《積算内訳》

(地域防犯灯数)	(補助単価)	(補助金額)
0灯×	@2,200円=	0円

### 3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

### 4 支払方法

地域活動推進費補助金は前金払、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

### 5 交付条件

#### (1) 共通事項

- ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。
- イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取り下げるときは、速やかに区長に報告してください。
- ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
  - ① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
  - ② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
  - ③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

#### (2) 地域活動推進費補助金関係

- ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。
- イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。
- ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

第7号様式(第11条)

泉地振第 239 号  
令和5年5月23日

団体名 和泉中央南ハイツ自治会  
代表者 佐藤 茂 様

横浜市泉区長 山口 賢



### 令和4年度地域活動推進費補助金額確定通知書

令和5年5月8日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

#### 1 補助金確定額

109,200 円

泉区地域振興課地域活動支援担当  
担当:田村、三浦 Tel 800-2391

和泉中央南ハイツ自治会町のはらっぱ管理運営委員会  
管理代表者 佐藤 茂 様

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、大変遅くなりましたが、以下の書類をお送り致します。  
御迷惑をおかけ致しましたこと、深くお詫び申し上げます。

関係書類につきましては、手元に保存いただければ幸いです。  
(補助金のお支払いに係るお手続きにつきましては、完了しております。)

今後とも、管理運営につきまして、よろしくお願ひいたします。

■送付書類

- 1 広場・はらっぱ管理運営費補助金額確定通知書（令和4年度分）
- 2 土地使用に関する覚書
- 3 令和5年度広場・はらっぱ管理運営費補助金交付決定通知書

泉区役所地域振興課  
担当 原  
TEL 045-800-2396